

大学基準協会による法科大学院認証評価結果について

本年3月26日に、大学基準協会による認証評価結果が公表され、本学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）について、司法試験の合格状況等の適切な把握・分析に基づく教育成果の検証（評価の視点2-42）、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理（評価の視点4-13）に重大な問題を有しており、その状況を総合的に判断した結果、教育の質に重大な欠陥が認められることから、大学基準協会の法科大学院基準に適合していないとの判定がなされた。

従来適合の判定を受けていたのに対して今回不適合との判定がなされたのは、「司法試験の合格率が、過去5年のうち最近の3年間、全国平均の1/2未満となっている」とことと、「入学者数」が「ここ5年で一度も10名を確保できておらず、いずれの期間も入学定員に対する入学者数比率は50%以下にとどまっている」ことが重視されたと思われるが、そのような客観的数値の問題にとどまらず、本法科大学院の前者に対する対応は「十分とはいえない」とされ、後者に対する改善策は、「一定の評価をすることができるものの、定員充足を改善するための早急かつ抜本的な取組みが求められる」とされていることも判定の理由である。入学者数や合格者数といった過去の客観的数値の問題については否定できないものであるが、対応や改善策に対する評価は、本法科大学院の改善の努力を事実に基づき客観的に判断しているようには思われなことから、異議申立てを行うことにし、この点について本法科大学院の意見を明らかにしておきたい。

まず、合格者増を目指す教育改善にかかわって、本法科大学院は、様々な改善策を講じており、認証評価結果では、「たとえば、『法律基本科目として新たな科目を設定したこと』をもって対策を講じたとするならば、十分とはいえない。」と指摘されているが、法学未修者1年次生を対象とした選択必修科目（法律基本科目群）である「憲法基礎研究」（2単位）、「民法基礎研究」（2単位）、「刑法基礎研究」（2単位）という「法律基本科目」の設置のみをもって対策を講じたとは考えておらず、これ以外にも、WEB上でできる理解度確認テスト、択一問題等の自学自習システムを充実させ、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の配当年次を変更し、法学未修1年次生を対象にした「リーガルライティング」（1単位）を設け、また、本法科大学院出身の弁護士をアドバイザーに任命し、定期的に活動状況について意見交換をし、その結果を基にアドバイザー制の改革を不断に行い、研究科委員会や成績意見交換会等において、個別の学生や学年における学習状況等について情報共有し、対応を決めるなど幾つもの対応をしている。このような改善策を認証評価の過程において説明し、実際、その説明を受けて、「法律基本科目の新設」が「たとえば」として、例示として記載されていると推測する。しか

し、このような例示と「対策を講じたとするならば」といった仮定を組み合わせで「十分とはいえない」という結論が導き出されており、本法科大学院の改善の努力を事実に基づき客観的に判断しているようには思われない。また、認証評価結果では、「きわめて抽象的な分析をするにとどまり」、「組織的かつ継続的な検証を行い、実効性ある具体的な改善策に取り組んでいるとは見受けられない」とされているが、これらの改善策は、「きわめて抽象的な分析」に基づき、「組織的かつ継続的な検証を行」うことなしではおよそ可能ではない。年度末の「理念・目的及び教育目標検証会」において課題や制度改革の方向等を確認し、授業評価や授業参観等も活用して、研究科委員会といった場を中心に、改善に向けて「組織的かつ継続的」な取り組みをしている。さらに、実地調査直後の実施であるが、名古屋大学法科大学院教員を講師とするFDを実施し、他の法科大学院の経験から学んでいることも付記しておく。結果として、合格者数が最も少なかった2016（平成28）年度から2017（平成29）年度、2018（平成30）年度の合格者数は徐々に増加し、一定の効果をあげている。

次に、入学者増を目指す改善にかかわっても、本法科大学院は、様々な改善策を講じており、認証評価結果では、「貴法科大学院は、貴大学法学部との組織連携強化に基づき、貴大学法学部生の法科大学院進学を誘引する方策として、2017（平成29）年度から、法学部演習科目として、法科大学院進学希望者を対象にした「法務研究」（2～4年次生対象）を開設し、実務家教員を含む法科大学院教員が担当しているほか、貴大学法学部において2019（平成31）年度から司法特修コースを設置することにより、貴法科大学院に入学する者を増やし、入学定員に対応した入学者数の確保を目指しており、それについては一定の評価をすることができるものの、定員充足を改善するための早急かつ抜本的な取り組みが求められる」と指摘されており、「司法特修コース」の設置に加えて、「法務研究」開設や「実務家教員を含む法科大学院教員が担当している」ことが記載されているのは、認証評価の過程において改善策を説明し、実際、その説明を受けて記載されたものと推測する。また、本法科大学院は、これ以外にも、法学部との連携にかかわるものでは、「司法特修コース」設置前に、法学部カリキュラムを変更し、進学希望者に自習室の提供を行うことなどを確認し、さらに、入試制度やそれに関連した奨学金制度の改革、他の大学での説明会などの改善的取り組みを行っている。認証評価結果が求める「早急かつ抜本的な取り組み」の意味が、入学者の客観的数値以外に、取り組みが不十分であると評価するものであるならば、それは、本法科大学院の改善の取り組みを事実に基づき客観的に判断しているようには思われない。結果としても、認証評価後のC日程入試を含め、2019（平成31）年度入試の受験者が増え、入学者も改善が見込まれるまでになっていることを付け加えておく。

異議申立ての対象にはしていないが、これ以外にも、認証評価結果には不明確な部分がある。前者にかかわって、認証評価結果は、「進級判定、修了認定の見直しや、適切なタイミングでの進路変更の指導も必要である」とするが、認証評価結果において、進級判定や修了認定について個別の箇所で問題視する具体的指摘はなく、そのような中で、「見直し」によって何を求めるものなのか明確ではなく、また、「適切なタイミングでの進路変更の指導」は、留年生においても司法試験合格者はいることから、具体的にどのような状況を想定しているのか明確ではない。

以上のように、認証評価結果に対して本法科大学院は異なる見解を有しているが、司法試験合格者を増やすための教育の改善や、入学者を増やす努力が重要であることについては、もちろん異論はなく、本法科大学院が、今後も継続的に様々な改善に取り組み、より一層尽力していくことに変わりはない。新入生を含む本法科大学院在学学生及び修了生の皆さん、本法科大学院の進学を考えておられる皆さんを初めとする関係者各位に本法科大学院の対応についてご理解をお願いするとともに、本法科大学院をより良いものにしていくことにご協力いただければ幸いである。

2019年 3月 31日

南山大学

学 長 鳥巢 義文
法務研究科長 榊原 秀訓